

公立病院改革プランの概要

団 体 名		球磨郡公立多良木病院組合					
プランの名称		球磨郡公立多良木病院改革プラン					
策 定 日		平成	21年	2月	19日		
対 象 期 間		平成	21年度	～	平成	25年度	
病院の現状	病院名	球磨郡公立多良木病院					
	所在地	熊本県球磨郡多良木町多良木4210					
	病床数	199床					
	診療科目	内科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器科、心臓血管外科、循環器科、眼科、小児科、泌尿器科(人工透析)、産婦人科、消化器科、リハビリ科、皮膚科、歯科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		四方を山間に囲まれた球磨地区においては熊本市内まで優に1時間～1時間30分を有することから、圏域唯一の自治体病院として地域完結型の医療を提供できるよう一次医療機関、消防署等との連携を図り、地域医療水準の向上に努めます。またへき地医療支援機構として県内のへき地に医師派遣が滞ることがないように県と連携を行い、支援体制の構築を行っていきます。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		1 病院の建設改良に要する経費の1/2 2 病院事業債元利償還金の2/3(平成14年度以前) 病院事業債元利償還金の1/2(平成15年度以降) 3 高度医療、救急医療これに伴う収入を持って充てることができないと認める経費 4 研究研修に要する経費の1/2 5 共済追加費用の負担に要する経費(特別交)					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	98.2	100.3	97.9	97.9	98.9	
	医業収支比率	98.7	99.5	97.3	97.5	98.2	
	病床利用率(一般病床)	78.9	80.4	80.4	85.4	85.4	
	患者1人1日当たり診療収入(入院)	32,093	32,105	33,036	33,178	33,211	
	患者1人1日当たり診療収入(外来)	8,104	8,092	8,092	8,753	8,761	
	職員給与費の医業収益に対する割合(%)	51.7	51.9	53.5	49.5	49.3	
	材料費対医業収益比率(%)	20.0	21.4	20.5	20.2	20.2	
	100床当り職員数(Dr)	12.5	13.6	13.6	13.6	13.6	
	(看護師)	55.3	53.8	54.3	53.3	53.3	
(全体)	100.5	99.0	100.5	99.5	98.5		
目標入院患者(1日平均)	153.7	159.3	166.0	176.1	174.4		
上記目標数値設定の考え方		任意項目は経営上基本となるものを掲げています。増改築工事を行っており起債償還の重複時期があり、また新たな減価償却が発生しますので、経常黒字化の目標年度を27年度と考えております。					

				団体名 (病院名)	球磨郡公立多良木病院組合		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	手術件数	804	1040	1040	1050	1050	
	内全身麻酔	198	256	256	258	258	
	救急車受入件数	1199	1250	1270	1290	1300	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<p>医事業務、守衛業務、給食業務、集金業務、看護助手、清掃業務等すでに外部委託実施しておりますが、関係法規を遵守し検討を行います。 平成19年度分から病院会計準則に則した会計方法を一部導入しています。</p>					
	事業規模・形態の見直し	<p>DPC導入(平成21年7月導入予定)・・・急性期医療を提供することが地域住民に対する責務であることを認識し、医療の質と効率性の向上を目指します。 地方公営企業法全部適用への移行(平成22年4月導入予定)・・・そもそも全部適用に近い形で弾力的に運営を行ってききましたが、より迅速的に運営を行えるよう経営形態の見直しを行います。</p>					
	経費削減・抑制対策	<p>DPC導入を行うため薬事委員会を通し後発医薬品の採用促進を図り、一増一減を目標とします。12%の採用を目指します。 診療材料購入検討委員会を通し、安全かつ安価な材料の使用に向けて取り組みます。23%の削減を目指します。 すでに全ての経費についての検討を行い業務の必要性や契約の方法等について見直しを行っていますが今後も随時見直しを行っていきます。 人員配置の定期的検討を行います。 等々</p>					
	収入増加・確保対策	<p>個人負担未収金対策・・・未収金対策委員会を発足させ未収金の発生、防止に取り組みます。 後期高齢者退院調整加算・・・さらに高齢化が進むことから退院指導計画を行います。 MRI導入・・・脳ドック健診導入の検討を行います。</p>					
	その他	<p>医師確保対策・・・ 学術講演会を通し地域医療への大学からの理解を深めます。 臨床研修医協力病院・・・臨床教育に努め大学との信頼関係を深めます。 団塊世代のベテラン医師の受入を行います。</p>					
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	91.70%	18年度	79.50%	19年度	74.90%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成20年3月増改築工事着工、平成21年11月竣工予定。最近の病床利用率は全国的に低下傾向にあるが、竣工後の集客力を考慮し検討を行います。					

団体名 (病院名)	球磨郡公立多良木病院組合
--------------	--------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	人吉総合病院		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	健診センターの生活習慣病対策、老健の後方支援対策。各勉強会等を通じて1次医療機関との連携。圏域における自殺率が高い状況にあり、精神科を掲げる医療機関は人吉市内しかないため積極的に相談員等を通じ紹介を行う。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 計画なし21.2.19	<内容> 球磨医療圏は南北47km、東西52km、総面積1,537.7平方kmとなっており、県が定める11医療圏のうち最も面積が広い状況です。この範囲に二次医療が提供できるのは当院と人吉総合病院のみであり、高齢化が進むこの地区において再編統合を強いるには様々な解決すべき問題があり、現在のところ再編統合の計画はありません。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	平成22年4月導入予定	地方公営企業法を全部適用 早い時期から全適導入が叫ばれ病院議員により先進地の視察が行われていました。竣工後の経営が厳しくなることが予想されることから導入を行います。	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	下記メンバーで組織する評価委員会を設立します。上半期、下半期に点検評価を行います。有識者、議会議長、各町村財政担当者、当院退職者、一般住民など13名以内公表の方法は病院議会全員協議会への報告とホームページ等により行う予定です。		
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	毎年9月頃		
その他特記事項				

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 医 業 収 益 a	3,025	2,845	3,144	3,310	3,285	3,288
	(1) 料 金 収 入	2,941	2,760	3,050	3,215	3,195	3,198
	(2) そ の 他	85	86	94	96	89	90
	うち他会計負担金	30	30	30	30	30	30
	2. 医 業 外 収 益	113	139	125	118	128	127
	(1) 他会計負担金・補助金	55	57	56	56	56	55
	(2) 国 (県) 補 助 金	15	14	13	15	13	13
	(3) そ の 他	43	68	57	47	58	58
	経 常 収 益 (A)	3,138	2,984	3,269	3,428	3,412	3,415
	支 出	1. 医 業 費 用 b	2,953	2,884	3,160	3,293	3,364
(1) 職 員 給 与 費 c		1,839	1,806	1,886	1,920	1,920	1,896
(2) 材 料 費		603	569	681	732	664	664
(3) 経 費		386	390	465	518	491	495
(4) 減 価 償 却 費		112	112	115	114	281	292
(5) そ の 他		13	7	13	9	8	8
2. 医 業 外 費 用		165	155	99	102	113	104
(1) 支 払 利 息		82	74	68	64	81	72
(2) そ の 他		83	81	31	39	32	32
経 常 費 用 (B)		3,118	3,039	3,260	3,395	3,477	3,459
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	20	-55	9	33	-65	-44	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	1	1	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	4	1	3	2	2	2
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	-3	-1	-3	-2	-2	-2
純 損 益 (C) + (F)	18	-55	6	32	-67	-46	
累 積 欠 損 金 (G)	0	0	0	0	0	0	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	2,573	2,986	4,134	2,811	2,659	2,645
	流 動 負 債 (イ)	213	189	242	249	253	257
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}	-2,360	-2,797	-3,892	-2,562	-2,406	-2,388	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	-2,360	-5,157	-6,689	-6,454	-4,968	-4,794	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	100.7	98.2	100.3	101.0	98.1	98.7	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-78.0	-98.3	-123.8	-77.4	-73.3	-72.6	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	102.5	98.7	99.5	100.5	97.6	98.0	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	60.8	63.5	60.0	58.0	58.5	57.7	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	-	-	-	-	-	-	
病 床 利 用 率	84.3	78.9	80.4	80.4	85.4	85.4	

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出す。

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	0.0	249.7	823.5	425.3	0.0	0.0
	2. 他会計出資金	380.3	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0
	3. 他会計負担金	0.0	249.7	823.5	425.3	0.0	0.0
	4. 他会計借入金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	5. 他会計補助金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	6. 国(県)補助金	20.0	14.3	24.1	58.4	0.0	0.0
	7. その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	収入計 (a)	400.3	592.7	1750.1	988.0	79.0	79.0
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0.0	0.0	249.7	823.5	0.0	0.0
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	400.3	592.7	1500.4	164.5	79.0	79.0	
支 出	1. 建設改良費	193.5	83.5	2047.4	1276.6	50.0	50.0
	2. 企業債償還金	136.4	120.8	167.6	168.3	136.2	145.4
	3. 他会計長期借入金返還金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	4. その他	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	支出計 (B)	336.0	204.3	2215.0	1444.9	186.2	195.4
差引不足額 (B) - (A) (C)	0.0	0.0	714.6	1280.4	107.2	116.4	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0.0	0.0	714.6	1280.4	107.2	116.4
	2. 利益剰余金処分量	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	3. 繰越工事資金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	4. その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計 (D)	0.0	0.0	714.6	1280.4	107.2	116.4	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0.0	0.0	823.5	425.3	0.0	0.0	
実質財源不足額 (E) - (F)	0.0	0.0	-823.5	-425.3	0.0	0.0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 84,958	() 86,773	() 85,622	() 85,600	() 85,694	() 85,467
資本的収支	() 60,000	(249,700) 60,000	(823,500) 60,000	(425,300) 60,000	() 60,000	() 60,000
合計	() 144,958	(249,700) 146,773	(823,500) 145,622	(425,300) 145,600	() 145,694	() 145,467

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。